

スポーツ少年団登録団の施設利用について

スポーツ少年団は、社会教育団体であることから、ふれあいセンター等の使用料が10割減免となっております。（附属設備使用料は減免なし）



今年度より、登録を完了した団（施設を利用する団）には登録証明書を事務局より発行いたします！！

今年度登録を事務局で確認した後、ふれあいセンター・公民館を利用している団は事務局までご連絡ください。（※事務局渡しまたは郵送。）

《平成30年度からの流れ》

4月1日：登録受付開始



登録完了後、事務局まで連絡。

登録証明書を発行。



ふれあいセンター・公民館を利用する際に

登録証明書を提示して利用。

長崎市スポーツ少年団
登録証明書

〇〇〇〇 スポーツ少年団
代表

貴団を平成〇〇年度長崎市スポーツ少年団登録団であることを
証明いたします。

平成〇〇年〇月〇日
長崎市スポーツ少年団 本部長 神田 和征

○平成30年度より、ふれあいセンター・公民館を利用する際には必ず登録証明書を提示してください。

○ふれあいセンター・公民館を利用している団は、早めに登録を完了させてください。

○平成30年度登録完了前に施設を使用する予定がある団は、3月中に事務局までご連絡ください。（※先に登録証明書を発行いたします。）

その他ご不明な点等ございましたら事務局（[TEL:095-824-3728](tel:095-824-3728) 担当:沖中）

までご連絡ください。